

# 難民申請者の強制送還に違憲判決

スリランカ人一斉強制送還事件国家賠償請求弁護団

指宿 昭一(60期)  
Shoichi Ibusuki

## 第1 はじめに

2021年9月22日、東京高等裁判所は、入管による強制送還を憲法32条（裁判を受ける権利）等に違反するとの判決を下した。一審原告敗訴を覆した逆転勝訴判決であった。この判決は双方が上告せず、確定した。

控訴人二名は、いずれもスリランカ国籍男性で、難民認定申請者たちだった。彼らは、当時、難民不認定処分に対する不服申立手続であった「異議申立手続」の棄却決定が告知され、出訴期間6か月が教示されたにもかかわらず、翌朝に送還された。控訴人らは「裁判をしたい」と懸命に意思表示したにもかかわらず、外部との連絡手段をほぼ遮断され、告知の翌朝にチャーター便で強制送還されたのだった。東京高裁は、この送還について、「憲法三二条で保障する裁判を受ける権利を侵害し、同三一条の適正手続の保障及びこれと結びついた同一三条に反するもので、国賠法一条一項の適用上違法になるというべきである」と判示した。

## 第2 事案の概要

本件強制送還の態様は異常なものであった。控訴人の一人のケースについて説明する。

まず、2014年12月17日、控訴人の一人は、東京入管に午前10時頃出頭したところ、突然身体拘束され、そのまま難民不認定処分に対する異議申立ての棄却決定が告げられた。その際、「あなたには6か月裁判を起こすこと



強制送還を告げられ「殺される」と泣き叫ぶ一審原告

ができる」とも教示された。彼は「殺される」と何度も叫び、「裁判、裁判」と述べて、裁判を行う意思を表示した。それにもかかわらず、わずかに弁護士との連絡を取る機会を与えられたものの、連絡もつかないままに外部との連絡を遮断され、翌朝（18日）午前5時43分に羽田空港から強制送還された。

この間、わずか18時間の出来事である。

## 第3 東京地裁判決（合憲判決）

このような態様で送還された人のうち二名が、2017年10月19日、東京地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提訴したが、2020年2月27日に敗訴判決を受けた。

東京地方裁判所は、判決の中で以下のように述べている。

「退令の発付処分に対する不服申立てが却下ないし棄却された後には、当該外国人について難民不認定処分の取消訴訟を提起する意図があ

るか否かにかかわらず、退令の執行により国外に退去させられ、難民不認定処分を争う訴えの利益が失われる可能性があるとして解さざるを得ないが、そうであるかといつて、その場合に難民不認定処分を争う訴えの利益が喪失するという結果が生じることをもって、…入管法五二条三項\*注に基づく退令の速やかな執行・送還の要請が制限されるという法令上の根拠は見出し難い」

東京地裁の決定的な過ちは、日本の法体系に、入管法（52条3項）より上位法規が存在することを忘れたことにある。闇雲に入管法上の要請に服従し、憲法や国際法の存在を捨象する。原審が陥ったのは、日本の司法府が頻繁に陥ってきた行政府との一体化であった。

#### 第4 東京高裁判決（違憲判決）

原告らは、2020年3月10日、原判決を不服として控訴した。

これに対し、冒頭のとおり、東京高等裁判所が、本件強制送還を憲法違反であるとの判断を下したのである。

##### 1 「裁判を受ける権利」（憲法32条）の概念

東京高裁判決は、東京地裁判決が「裁判を受ける権利」を形式的に狭くとらえていたのに対し、実質的により広くとらえた。

「裁判を受ける権利」は、抽象的・形式的に司法審査の機会が保障されていれば足りるものではなく、実質的に司法審査の機会が保障されることまでをも要請するものであることを前提としたのである。

本件のように公権力が「事実上」訴訟提起を不可能にする状態を作り上げることは「裁

判を受ける権利」の侵害に当たり許されないと判断される。

##### 2 本件送還の正当化事由の検討

国側は、本件のような送還手法を法律（入管法53条（送還の根拠規定））により正当化しようとした。

しかし、東京高裁判決は、①行政事件訴訟法14条3項、②行政事件訴訟法46条（及びその通達）、③難民異議取扱要領を指摘して、司法審査の機会を実質的に奪う結果を許容するものではないと判断した。

##### 3 適用違憲の判断

本判決が、強制送還を違憲（適用違憲）としたのは、以下の理由からである。

被控訴人である国は、突如の身体拘束、難民異議棄却の告知を行っている。さらに、被控訴人は、11月7日に難民に関する判断が出ていたにもかかわらず、それを12月17日にまで秘しており、送還の18時間前まで告知していなかった。そして、同年10月23日、難民に関する判断（異議棄却の判断）がなされる前に、既に送還の対象者としてリストに掲載されていた。これらの理由から、難民異議棄却の告知の時期を意図的に送還直前に遅らせ、訴訟提起の検討の暇さえあたえず、強制送還したものであると判断されたのである。

#### 第5 本判決の意義

強制送還が違憲であったとの司法府の判断は前代未聞であり、画期的なものである。弁護団は、入管行政に対して「司法の鉄槌」が下されたと記者会見で述べ、この言葉は多く

\*注 入管法52条3項 「入国警備官…は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写しを示して、速やかにその者を次条に規定する送還先に送還しなければならない。…」

のメディアで報道された。

日本国内に滞在する外国籍・無国籍の人々も、在留資格の有無にかかわらず、(権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き)日本国憲法に保障される基本的人権の享有主体性を有する。それは、「強制送還」という、いわゆる在留管理制度の枠外に対象者が追いやられた場面であっても同様だと、東京高裁が判断を示したことになる。

マクリーン判決(昭和五三〔一九七八〕年一〇月四日最高裁大法廷判決)は、政治活動の自由に関する憲法の保障は、外国人に対しても原則として及ぶとしながら、日本で政治活動を行ったマクリーン氏の在留資格更新を、かかる政治活動を理由に認めなかった国の行為について、違法とせず、違憲の問題ともならないとした。

この最高裁判例は、外国人の基本的人権を原則として保障すると述べておきながら、「在留制度のわく」という法律上の制度若しくは行政行為を、「基本的人権の尊重」という日本国憲法上の大原則よりも上位に置いた。そのため、結局、外国人の基本的人権を、入管法若しくは入管行政が蹂躪することを許す結果となったのである。

マクリーン判決は、それ以降の下級審判決において、実に40年以上もの長きにわたり、外国籍・無国籍の人々に対する人権侵害を司法府が是認する「免罪符」としての機能を果たしてきた。同判決は、日本の司法府の遺した大きな汚点のひとつであり、いずれ必ず克服されなければならない判例であった。今回の東京高裁判決は、強制送還という「最も在留制度の枠組みが激しく機能する局面」において、基本的人権の尊重を「在留制度」の上位に置いたものであり、長きにわたって崩れていた国内法体系をようやく正したものと見え、マクリー

ン判決を克服したものと評価してよいのではないか。そして、被控訴人国は、上告することなく東京高裁の判決を受け入れたのである。

## 第6 法務大臣への申入れ

東京高裁判決の確定を受けて、2021年12月14日、弁護団は、法務大臣に対して以下の申入れを行った。

- 法務大臣及び入管庁長官に真摯な謝罪を求める。
- 控訴人らのうちひとりが再来日の希望を表明していることから、再来日の手配を求める。
- 控訴人らと同様に、「違憲の強制送還」の犠牲になった者たちについて、法務大臣が被害の全容を調査して公表し、被害回復することを求める。
- 控訴人らの送還日程の決定が、控訴人らの異議棄却決定よりも早くなされていることが明らかになっているため、この点につき、なぜ、異議棄却決定より前に送還日程を設定できたのか、明確な説明を公表することを求める。

これに対して、法務大臣からはいまだに返答がない(2022年3月8日現在)。国は、本件判決の数か月前に、異議申立棄却決定若しくは審査請求棄却決定告知後、送還まで二か月以上おく運用を行うようにとの通達を出したことで、本件違憲判決の影響を極小化しようと企図しているようである。弁護団の申入れに対して答えないということは、「違憲判決」の出た重さを法務省も入管庁も真摯に受け止めていないということである。

マクリーン判決を克服したといえる本件判決は、外国人の人権保障に新しい地平を拓く先駆けと位置付けられるものであり、中途半端な通達一本でこの判決の判断をかわせるものではない。多くの弁護士と裁判官と市民が、今後、

本件判決の意義を正確に理解し、生かしていくことこそ、日本社会にあって、基本的人権が蹂躪されてきた人々を救済する道である。

## 第7 二弁人権救済基金のこと

本件で苦労したことの一つは、裁判費用をどうやってねん出するかであった。日弁連委託援助の法律扶助は利用したが、あっという間に費用は底を尽きた。学者の意見書に対するお礼や大量のコピー代をどうするか。そこで、二弁の人権救済基金に申し込み、常議員会で本件訴訟の意義を訴える大演説を行い、支給決定をいただいた。裁判費用の面でもとても助かったが、この訴訟の意義を二弁が理解してくれて、応援してくれたことがとてもうれしかった。その後、一審敗訴判決を受け、悔しい思

いをし、控訴審での逆転を強く願いながらも、暗闇の中でもがいているような状況の中で、二弁からこの人権救済基金をいただいていたことが大きな励みになった。

控訴審判決の時には、弁護団では、記者会見をするかどうかという議論もあったが、私は、この訴訟の意義から考えて、そして、二弁の支援を受けているという責任から、どんな結論でも会見をしないという選択肢はないと考え、最終的には弁護団として会見をすることになった。

基本的人権と社会正義を守るために重要な意義のある訴訟に取り組む場合には、ぜひ、人権救済基金の活用を検討してほしいと考える。

以上

## ❖人権救済基金をご活用ください！

月岡 真美子<sup>(65期)</sup>  
Mamiko Tsukioka

人権擁護委員会では、人権侵害事件に取り組む会員に対して、人権救済基金から1件につき最大50万円を援助しています。弁護士費用、翻訳や意見書費用、記者会見費用など、訴訟や訴訟外での活動を支援するためのもので、償還は不要です。

指宿昭一会員らが原告（控訴人）代理人となった上記の2021年9月22日の東京高裁判決の事件についても、人権救済基金から50万円を援助しました。

本件については、第1審係属中の2019年8月に基金への援助申請があり、当委員会で審査した結果、外国人の裁判を受ける権利に関する訴訟であり、かつ公益性も高いということで、2020年1月に50万円の援助を決定しております。

人権侵害事件は、その性質上経済的に見合わないことが多く、また弁護団を結成して争う必要がある事件についても法テラスでは弁護士1人分しか報酬が出ません。これまでは熱意のある弁護士の善意に頼っていたというのが実情ですが、人権救済基金はこのような事件に対して弁護士会として資金援助を行い、会員による人権侵害事件への取り組みを促進することを目的としています。

本件のほかにも、旧優生保護法国家賠償請求事件や技能実習生事件、障害者差別に関する事件などに援助を行い、一定の成果を上げています。

勝訴の見込みがないなど法テラスの利用要件を欠くために法テラスを利用できない事件でも援助の対象となりますので、ぜひご活用ください。

